

特定任意高齢者講習実施要領の制定について（例規）

（最終改正：令和7年3月21日 運面第14号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

この度、高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第15号）第10条の規定に基づき、特定任意高齢者講習実施要領を別記のとおり定め、令和4年5月13日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

なお、「特定任意高齢者講習実施要領の制定について（例規）」（平成21年12月21日付け運免第78号）は、本例規通達の施行に伴い廃止する。

別記

特定任意高齢者講習実施要領

第1 目的

この要領は、高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、特定任意高齢者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第2項に規定する講習（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第1条各号に掲げる講習の基準に適合するものに限る。）の実施の委託を受けた者（以下「受託者」という。）が実施する特定任意高齢者講習に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 講習の対象者

特定任意高齢者講習は、次のいずれかに該当する者に対して行うものとする。

- 1 法第101条の3第1項に規定する更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者
- 2 法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者又は同項第5号に規定する特定取消処分者で、法第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上のもの

第3 基本的留意事項

1 講習施設

所要の受講者を収容できる視聴覚教材を備えた教室、所要の運転適性検査器材を備えた施設、コース等を整備するなどして講習の実施に必要な施設を確保すること。

なお、受講者は70歳以上の高齢者であることを踏まえ、受講者が教室等の間を移動する距離が可能な限り短くなるようにするとともに、受講者の移動が容易となるよう施設のバリアフリー化に配慮をすること。

2 講習指導員

(1) 講習指導員の要件

講習指導員は、規則第4条に規定する者とする。

(2) 講習指導員の資質の向上

講習指導員に対する教養及び研修会を随時開催して、知識、教育能力等の向上に努めること。

なお、新しく講習指導員となる者に対しては、事前に十分な教養を行い、講習に関する知識・技術の習得を図ること。

3 講習用教材等

(1) 教本、視聴覚教材等

教本、視聴覚教材等は、高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。以下同じ。）において用いる教本、視聴覚教材等と同等のものを整備すること。

(2) 普通自動車

自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導（以下「実車による指導」という。）ができるよう、所要の普通自動車を必要数整備すること。

なお、当該普通自動車については、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとすること。

(3) 運転適性検査器材

自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査によるものに基づく指導（以下「運転適性検査器材による指導」という。）に用いる運転適性検査器材は、次に掲げるものを整備すること。

ア 動体視力の変化を測定する動体視力検査器

イ 夜間視力の変化を測定する夜間視力検査器

ウ 水平方向の視野の範囲を測定する視野検査器又は視野の欠損状況を測定する視野検査器

4 講習実施上の留意事項

(1) 講習時間

講習時間は、2時間以上（法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）以外の運転免許のみを受けようとし、又は受けている者及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「政令」という。）第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準に該当する者（以下「運転技能検査対象者」という。）に対する講習は1時間以上）とすること。

(2) 学級編成

ア 1学級の編成は、講習効果が上がるよう適正な人数で編成すること。

イ 運転適性検査器材による指導については、講習指導員1人で5人まで担当することができるものとする。

ウ 実車による指導については、講習指導員1人で5人まで担当することができるものとするが、受講者1人当たりの実車による指導の時間を少なくともおおむね20分間確保しなければならないものとする。

(3) 講習の方法

特定任意高齢者講習は、普通自動車及び運転適性検査器材を用いた検査を行う

ことにより、加齢に伴い身体機能に低下が生じているおそれがあることについて受講者に体験させ、その結果に基づいた指導を行うことを重点とすること。

また、内容等については別表に準拠し、本県の実態に即して実質的効果の上がる講習指導案を作成した上で、次の事項に配慮して実施すること。

ア 講義

講義は、加齢に伴う身体機能の変化についての理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、四輪車事故及び二輪車事故の特徴、改正が行われた道路交通法令、高齢者の交通事故の特徴と防止策等について、教本、視聴覚教材等を活用して分かりやすく行うこと。

なお、講義に従事する者については、高齢者講習指導員の要件に該当する者であることが望ましいが、規則第4条第3号及び第4号の要件を満たす者であれば、高齢者講習指導員の要件に該当する者以外の者でも差し支えないものとする。

イ 運転適性検査器材による指導

(7) 動体視力検査器、夜間視力検査器及び視野検査器による検査を行い、検査結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下を自覚させるための指導を行うこと。

また、指導に当たっては、他の受講者が検査を行っている時間の有効活用に努めること。

なお、各検査器材による検査については、補助者が従事しても差し支えない。

(4) 検査結果は、受講者に通知するとともに、次回の講習の際の指導にも活用できるように保存に努めること。

ウ 実車による指導

(7) 実施対象

実車による指導は、普通自動車対応免許を保有する者で、運転技能検査対象者以外のものに対して実施すること。

(4) 実車による指導の場所

原則としてコースにおいて実施すること。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は受講者の利便性を図るため特定任意高齢者講習を過疎地・辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合において、安全性の問題がないときは、道路又はその他適切な場所において行っても差し支えない。

(7) 使用車両

普通自動車を使用すること。

また、受講者の車両の持込みについては、身体の障害があることを理由に普通自動車対応免許に条件を付されている場合等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として行わないこととするが、受講者からの申出があり、車両の持込みによる指導を行うことについて、他の受講者に支障がなく、かつ、安全性の問題がない場合には、車両の持込みを認めても差し支えない。

なお、車両を持ち込んだ場合でも、手数料は変わらないことをあらかじめ受講者に了知させること。

(エ) 実施方法

実車による指導は、以下について留意の上、ならし走行を含め、受講者1人当たり少なくともおおむね20分間行うこと。

また、受講者1人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね10分以上となるよう、1,200メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行うこと。

a 課題

課題については、「運転技能検査等実施要領の制定について」（令和7年3月3日付け警察庁丁運発第69号。以下「実施要領」という。）に基づき、「指示速度による走行」、「一時停止」、「右折・左折」、「信号通過」及び「段差乗り上げ」を実施することとするが、コース等の実情に応じて順不同で実施して差し支えない。

また、各課題は、実施要領に定める判断基準に基づき、その履行状況を客観的に評価すること。

b 事前説明

課題の実施前に、受講者に対し、その実施要領等に関する事前説明を分かりやすく行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させること。

c 安全指導

課題終了後の安全指導については、受講者ごとに個別に行うこととし、適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認や操作不適等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させること。

d 順番待ちの時間を活用した映像教養等

順番待ち中の受講者に対しては、実施機関の実情に応じて、視聴覚教材を有効活用するなどして、加齢に伴う身体機能の低下や危険予測と回避方法等について理解させるための教養を確実に行うこと。

なお、実車による指導における順番待ちの時間に、講義又は運転適性検査器材による検査若しくは当該検査の結果に基づく指導を行うこととしても差し支えない。

(オ) 実車の運転に支障がある場合

受講者の体調や降雪等の悪天候等により、実車による指導が困難な場合には、運転シミュレーターでの代替措置を採るなどし、できる限り受講者に運転操作の指導を行うことができるよう努めること。

エ 指導に当たっての留意事項

受講者によって、認知機能や身体機能に個人差があることを踏まえ、個々の認知機能等に応じた丁寧で分かりやすい講習の実施に努めること。

第4 受講申請の受理

- 1 受講の申請に当たっては、書面に必要事項を記載させて提出させるとともに、和歌山県証紙（以下「証紙」という。）により講習手数料を徴収すること。

2 講習実施日の指定

受託者は、特定任意高齢者講習の実施日をあらかじめ指定するものとする。

第5 受講者の確認及び終了証明書の交付

1 受講者の確認

受講に際しては、高齢者講習通知書、運転免許証又は免許情報記録個人番号カードにより受講者であることを確認すること。

また、特定任意高齢者講習については、住所地を管轄する公安委員会の如何を問わず受講することが可能であることから、他の公安委員会の管轄する区域内に住所地がある者から受講申請があった場合でも受講を認めること。

2 特定任意高齢者講習終了証明書の交付

特定任意高齢者講習を終了した者に対しては、講習規則第3条第1号で規定する特定任意高齢者講習終了証明書（以下「終了証明書」という。）を交付するとともに、運転免許証の有効期間又は免許情報記録の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）の申請等を行う際には、免許申請書又は法第101条第1項の更新申請書に終了証明書を添付しなければならないことを教示すること。

3 特定任意高齢者講習終了証明書の取扱い

特定任意高齢者講習を受講した者に対して交付する終了証明書については、次により取り扱うものとする。

(1) 交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）は、受託者に対し、別に定める送付書・受領書により、終了証明書を送付するものとし、送付を受けた受託者は、受領書に必要事項を記入し速やかに運転免許課長に返送するとともに、別に定める受払簿に受払いの状況を記載すること。

(2) 終了証明書の発行番号は、「年別一指定自動車教習所指定番号－4桁の一連番号」を記載すること。

なお、記載誤りの終了証明書については、右上部に「誤記」と朱書きして、1年間保存すること。

(3) 終了証明書を受講者に交付する際には、免許証等の更新時に持参すべき旨を教示すること。

なお、その際、特定任意高齢者講習後において、更新期間が満了する日までに、免許証等の更新を受けなかった者（法第97条の2第1項第3号に規定する「特定失効者」をいう。）は、運転免許試験の一部免除を受けることができず、免許を申請するには、改めて高齢者講習を受講しなければならないこと及び受講手続について説明すること。

(4) 受講者から終了証明書の盗難、紛失、汚損等により再交付の申出があった場合には、受講済みであることを確認の上、運転免許課長に終了証明書の再発行を依頼し、(1)の例により送付を受けた新たな終了証明書の右上部に「再」と朱書きして再交付すること。

第6 特定任意高齢者講習の実施結果の報告及び登録

1 講習実施結果等の報告

運転免許課長は、受託者に対し、特定任意高齢者講習終了後、その結果等につい

て、次により公安委員会への報告を求めること。

(1) 報告及び登録の対象

受講日における年齢が74歳以上の者に対して実施した特定任意高齢者講習

(2) 講習の実施結果の報告

講習実施日当日の講習結果を書面により終了したその日のうちに報告させること。

(3) 報告内容

報告内容は、講習を受けた者の氏名、生年月日、性別、運転免許を現に受けている者にあつては運転免許証番号、免許情報記録番号、講習場所、講習年月日、別に定める「高齢者講習済登録票」により登録すべき「講習の種類」、「講習の分類」及び「講習の種別」その他公安委員会が必要と認めるものとする。

(4) 講習手数料の徴収に関し、検査手数料相当の収入証紙を貼り付けた書面の正本を添付して速やかに報告させること。

2 講習の実施結果の登録

運転免許課長は、受託者から特定任意高齢者講習の実施結果の報告を受けたときは、運転者管理システムに確実に登録すること。

第7 その他

1 受講者への配慮

(1) 受講者は、一般に講習を受講することに不慣れであることを念頭に置き、講習中はもちろん、受付時から講習終了時まで、受講者の心情や体調に配慮した対応に努めること。

特に、実車による指導や運転適性検査器材による指導の際には、受講者に試験類似の張り詰めた雰囲気を与え緊張させることのないよう配慮すること。

(2) 運転免許の更新の意思を持って訪れた受講者に対しては、ペーパードライバーであっても特定任意高齢者講習を適切に進行し講習を終了すること。

また、受講を機会として更新の意思のある者に対して、その意思に反して申請による運転免許の取消しに導く等ることがないよう配慮すること。

2 講習効果の測定

特定任意高齢者講習の効果を測定するため、受講者の受講後における交通違反、交通事故の発生状況等を追跡調査し、資料化とその活用にも努めること。

3 事故防止

受講者の中には、身体機能や運転技能が低下している者もいることから、講習中の各種事故防止に万全を期すため、講習指導員に特段の配慮をさせるとともに、講習に係る事故に備え、対人等の保険に加入すること。

4 合同実施の際の留意事項

特定任意高齢者講習は、「高齢者講習実施要領」（令和4年5月13日付け運免第70号）第6の5に準じ、高齢者講習等と合同で実施しても差し支えないが、臨時高齢者講習（法第101条の7第5項の規定による通知を受けた者が受講する高齢者講習をいう。）及び運転技能検査（法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査をいう。）と合同で実施する場合には、これらの対象者は、政令で定める一定の違反行為

を行った者であることから、プライバシーの保護に留意すること。

5 書面報告等

受講申請及び公安委員会に対する報告に係る書面等については、別に定める。

別表

講習方法	講習科目	講習細目	留意事項	講習時間
		開講	講習概要や受講上の留意事項等について説明する。	30分以上
1 講義	道路交通の現状と交通事故の実態	(1) 地域における交通事故情勢	地域における事故多発路線・時間帯、事故類型、事故原因等のほか、四輪車事故及び二輪車事故の特徴等について、交通事故事例に基づき指導する。	
		(2) 高齢者の交通事故の実態	高齢運転者及び高齢歩行者等の交通事故の実態について重点的に指導する。	
		(3) 高齢者支援制度等の紹介	申請取消しやサポートカー限定免許等の説明に併せて、都道府県の実態に応じた高齢者支援制度について紹介する。	
	運転者の心構え	(1) 安全運転の基本	交通ルールを守り、常に細心の注意を払って、他人に危害を与えないような速度と方法で自動車等を運転しなければならない義務、交通事故を起こした場合の警察官への報告義務や負傷者の救護義務等について指導する。	
		(2) 交通事故の悲惨さ	交通事故の被害者や御遺族の心情等を理解させ、交通安全意識の高揚を図る。	
		(3) シートベルト等の着用	後部座席を含むシートベルトの着用の徹底のほか、二輪車に乗車した場合のヘルメット及びプロテクターの着用についても指導する。 上記について、DVD等の視聴覚教材を活用するなどして、3の順番待ちの時間が、単なる待ち時間とならないように配慮する。	
	安全運転の知識	(1) 高齢者の特性を踏まえた運転方法	認知機能を含む身体機能の変化について自覚させるとともに、それに応じた安全運転の方法について指導する。	
		(2) 危険予測と回避	高齢運転者による交通事故に多く見られる具体的危険場面を示し、事	

		方法等	故原因や危険予測と回避方法等について理解させる。	
		(3) 改正された道路交通法令	受講者の前回の免許証等の更新後において改正された道路交通法令のうち必要な事項等について説明する。 上記について、DVD等の視聴覚教材を活用するなどして、3の順番待ちの時間が、単なる待ち時間とならないように配慮する。	
2 運転適性検査器材による指導	運転適性についての指導①	運転適性検査器材による指導	運転適性検査器材による検査の結果に基づき、加齢に伴う身体機能の低下が運転に影響を及ぼす可能性があること等を理解させる。	30分以上
3 実車による指導	運転適性についての指導②	(1) 事前説明 (2) ならし走行 (3) 課題 (4) 安全指導	課題の実施前に、コースの周回要領等を含めた各課題の実施要領等に関する説明を行い、道路交通法令に従った通行の方法や適切な運転方法について理解させる。 原則として受講者ごとにおおむね300メートル、コースにおけるならし走行を行う。 コース内を走行して各課題を実施し、その履行状況を客観的に評価する。 適切に履行できなかった課題について重点的に指導することはもとより、その他安全不確認、操作不適、危険な運転個癖等の不適切な運転行動についても個別・具体的に指導し、加齢に伴う身体機能の低下がこうした不適切な運転行動に影響を及ぼしている可能性について理解させる。	1時間以上
○ 講習時間：2時間以上 （普通自動車対応免許以外の運転免許のみを受けている者又は運転技能検査対象者は3以外の受講とし、講習時間は1時間以上） ○ 1、2及び3の実施順序は問わないほか、1及び2については、それぞれを分割した上で連続して行わないことも可能とする。				

※ 休憩時間は、講習時間以外に設けること。